平成２８年（フ）第３２５３号
大阪市港区南市岡２丁目10番27号　マンション武智503号
債務者　木下　弘勝
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３４５号
大阪市西区立売堀３丁目７番４―302号、前住所大阪府岸和田市南町10番34号
債務者　城野　美希（旧姓升尾）
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２６号
静岡市葵区与一５丁目16番８号
債務者　森山　絹江
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４２４号
静岡市駿河区曲金２丁目５番29―５号　フェリース曲金１Ｂ、旧住所静岡市駿河区小鹿1507番地の６　オリーブ205号
債務者　中川　啓章
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月５日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１号
熊本県球磨郡錦町大字木上西2550番地15
債務者　深水　陽子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第３７９号
川崎市宮前区野川71番地１　サニーハイツ梶ヶ谷　711、前住所川崎市宮前区土橋６丁目３番地14　株式会社マルソ内
債務者　佐藤　　武
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３２１号
静岡市駿河区小鹿１丁目66番11号　アガサ小鹿１Ｂ号、旧住所静岡市駿河区池田1196番地池田ハイツ　205号
債務者　大原末由記
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２８年（フ）第３１６３号
大阪府四條畷市楠公１丁目15番６号
破産者　三好美津惠
1　主文　当裁判所が平成28年７月28日午後５時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者及び債務者の氏名につき「三好三津惠」とあるのを「三好美津惠」と更正する。
2　決定年月日　平成28年８月９日
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２１０２号
札幌市白石区栄通３丁目５番13号　キューブワン202号
破産者　中山　靖子
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６７１号
宮城県名取市手倉田字箱塚屋敷３番地の２箱塚屋敷仮設団地27号棟１号、住民票上の住所宮城県名取市閖上７丁目２番37―７号
破産者　三浦　孝幸
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８９号
仙台市宮城野区田子字五平淵33番地の２ローズガーデンＢ―203
破産者　岸波　　唯
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６５号
群馬県館林市近藤町178番地の865
破産者　葉狩　弘明
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２８号
神奈川県小田原市浜町１丁目９番11号　ハイツアザレア201号、前住所神奈川県小田原市浜町１丁目５番35号―101号
破産者　鈴木　裕士
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第８８号
広島市安佐南区西原１丁目22番42―101号サンコーポ西口　Ｂ棟
破産者　小林　節子
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部